## 第2期

## 伊予市子ども・子育て <br> 支援事業計画

令和2年3月
伊予市

## 計画策定の趣旨

本計画は，平成27年3月に策定した，5年間の子ども・子育て支援の指針となる「伊予市子ども・子育て支援事業計画」のこれまでの取組を検証し，子どもの笑顔あふれるやさしいまちの実現に向け た施策を円滑に推進していくために，前期に続く第2期の事業計画として策定するものです。

## 計画の位置付け

本計画は，子ども・子育て支援法第61条に基づく「市町村子ども・子育て支援事業計画」として策定するもので，「第2次伊予市総合計画」や関連計画との整合を図りながら，今後の伊予市の子ども・子育てに関する施策を推進するための指針となるものです。

## 計画の期間

本計画は，子ども・子育て支援法に基づいて定められた基本指針に即して，令和2年度から令和6年度までの5年間を第2期計画期間とします。


## 計画の策定体制

本計画の策定に当たっては，第1期子ども・子育て支援事業計画に記載された施策の評価等を行う とともに，本市の教育•保育及び地域子ども・子育て支援事業等の利用分析と今後の利用希望調査 （ニーズ調査）を実施しました。

また，各分野にわたる広範囲な計画であることから，全庁的に取り組むとともに，市民や学識経験者，関係機関，子育てに関わる団体の代表で構成する「子ども・子育て会議」で内容等を協議し，計画を策定しています。

## 人口｜｜総人口の減少とともに少子高齢化が進行しています

|  | 0－19歳 | 20－39歳 | 40－59歳 | 60－79歳 | 80歳以上 | 合計 |
| :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: |
| 平成27年（入） | 6，654 | 7，527 | 9，668 | 10，593 | 3，957 | 38，399 |
| － |  |  |  |  |  |  |
| 令和元年（ （） | 6，245 | 6，730 | 9，319 | 10，707 | 4，125 | 37，126 |
| 増減率 | $\sqrt{-6.1 \%}$ | －$-10.6 \%$ | ，－3．6\％ | －1．1\％ | － $4.2 \%$ | ，－3．3\％ |

## 出生数 \｜生まれてくる子どもの数は年々減少しています

|  | 平成25年 | 平成26年 | 平成27年 | 平成28年 | 平成29年 | 平成30年 |
| :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: |
| 出生数（ 人） | 259 | ， 258 | $\checkmark 244$ | ， 231 | ， 210 | － 220 |

## 女性の就労｜｜出産•子育て期の働く女性が増加しています

|  | $20-24$ 歳 | $25-29$ 歳 | $30-34$ 歳 | $35-39$ 歳 | $40-44$ 歳 | $45-49$ 歳 |  |  |
| ---: | ---: | ---: | ---: | ---: | ---: | ---: | :---: | :---: |
| 平成17年 | $74.5 \%$ | $74.3 \%$ | $64.1 \%$ | $66.1 \%$ | $77.1 \%$ | $79.1 \%$ |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| 平成27年 | $72.9 \%$ | $79.1 \%$ | $74.3 \%$ | $72.5 \%$ | $80.1 \%$ | $81.2 \%$ |  |  |

※女性の年齢階層別労働力率（15歳以上人口に占める労働力人口の割合）の変化

## ニーズ調査の結果

平日，幼稚園•保育所等の定期的な教育•保育事業を利用している人は70\％を超え，前回 を8ポイント以上上回る－下グラフ参照
－利用希望ニーズが高いサービスは，「児童館•児童センター」や「保健センターの各種事業」など
－右グラフ参照

## 平日の定期的な教育•保育事業の利用状況





## 教育•保育提供区域の設定

本市の地理的条件や社会的条件，未就学児童数，待機児童数等の条件，教育•保育を提供するた めの施設の整備状況等を総合的に勘案し，教育•保育提供区域を6区域とします。

| 提供区域 | 世帯数 <br> （世帯） | 人口 <br> （人） | 未就学 <br> 児童数（人） | 幼稚園 <br> （力所） | 保育所 <br> （力所） | 認定こども園 <br> （力所） | 小規模保育園 <br> （力所） |  |
| :---: | ---: | ---: | ---: | ---: | ---: | ---: | ---: | ---: |
| 上野 | 2,286 | 6,552 | 260 | 1 | 1 | 1 | 0 |  |
| 郡中 | 6,720 | 16,261 | 949 | 0 | 3 | 3 | 2 |  |
| 中村 | 1,912 | 4,809 | 191 | 1 | 1 | 0 | 0 |  |
| 大平 | 686 | 1,861 | 89 | 0 | 1 | 0 | 0 |  |
| 中山 | 1,177 | 2,784 | 28 | 0 | 0 | 1 | 0 | 0 |
| 双海 | 1,448 | 3,568 | 68 | 0 | 2 | 0 | 0 |  |
| 合計 | 14,229 | 35,835 | 1,585 | 2 | 8 | 5 | 2 |  |

※世帯数•人口は平成30年10月1日現在推計人口，未就学児童数は平成31年4月1日現在各施設数は令和2年4月1日現在

## 地域子ども・子育て支援事業の提供区域

地域子ども・子育て支援事業については，事業ごとに利用状況が異なることから，提供区域は市内全域を 1 区域として設定します。

| 事業 | 区域設定 |
| :--- | :--- |
| 1 利用者支援事業 |  |
| 2 地域子育て支援拠点事業（子育て支援センター） |  |
| 3 妊婦健康診査事業 |  |
| 4 乳児家庭全戸訪問事業 |  |
| 5 養育支援訪問事業 |  |
| 6 子育て短期支援事業 |  |
| 7 ファミリー・サポート・センター事業 |  |
| 8 一時預かり事業 |  |
| 9 延長保育事業 |  |
| 10 病児•病後児保育事業 |  |
| 11 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ） |  |
| 12 実費徴収に係る補足給付を行う事業 |  |
| 13 多様な事業者の参入促進•能力活用（1区事業 |  |

## 幼児期の教育•保育の量の見込み，提供体制の確保及び実施時期



特定教育•保育施設と地域型保育事業を利用するときには，3つの区分が設けられた「支給認定」を受ける必要があります。

|  | 対象年齢 | 保育の必要性 | 利用できる施設 |
| :---: | :---: | :--- | :--- |
| 1号認定 | 満3歳以上 | なし | 幼稚園，認定こども園 |
| 2号認定 |  | 保育所，認定こども園 |  |
| 3号認定 | 満3歳未満 | 就労や妊娠，出産などの「保育を必要と <br> する事由」に該当 | 保育所，認定こども園，地域型保育 |

## 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策

|  | 事業名 | 事業の内容 | $\begin{gathered} \text { 実績値 } \\ \text { (平成30年度) } \end{gathered}$ | 量の見込み <br> （令和2年度） |
| :---: | :---: | :---: | :---: | :---: |
| 1 | 利用者支援事業 | 子ども又はその保護者の身近な場所で，教育•保育施設や地域の子育て支援事業等の情報提供及び必要に応じて相談•助言等を行うとともに，関係機関との連絡調整等を実施します | 1ヵ所 | $\begin{gathered} 1,050 人 \\ \text { ※第2期より見込量 } \\ \text { の対象を見直し } \end{gathered}$ |
| 2 | 地域子育て支援拠点事業 （子育て支援センター） | 乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し，子育てについての相談，情報の提供，助言その他の援助を行います | 6，665人 | 11，197人 |
| 3 | 娃婦健康診査事業 | 健康状態の把握，検査計測，保健指導を実施する とともに，妊婦期間中の適時に，必要に応じた医学的検査を実施します | 203人 | 231人 |
| 4 | 乳児家庭全戸訪問事業 | 生後4カ月までの乳児のいるすべての家庭を訪問 し，子育てに関する相談や必要な情報提供を行い ます | 212人 | 231人 |
| 5 | 養育支援訪問事業 | 養育支援が特に必要な家庭に対して，その居宅を訪問し，養育に関する指導•助言等を行います | 0人 | 40人 |
| 6 | 子育て短期支援事業 | 保護者の疾病等により家庭において養育を受ける ことが一時的に困難となった児童について，児童養護施設等に入所させ，必要な保護を行います | 未実施 | 81人 |
| 7 | $\begin{aligned} & \text { ファミリー・サポート・ } \\ & \text { センター事業 } \end{aligned}$ | 援助を受けたい人（依頼会員）と援助を行いたい人 （提供会員）等の連絡調整を行うとともに，提供会員に必要な講習やその他必要な援助を行います | 856人 | 低学年550人 <br> 高学年590人 |
| 8 | 一時預かり事業 | 保護者の就労や傷病等による緊急時，育児疲れ解消等の私的な理由等に対して，保育所で一時的に保育を行います | 在園児対象 <br> 11，821人 <br> 上記以外 <br> 1，730人 | 在園児対象 <br> 15，142人 <br> 上記以外 <br> 2，500人 |
| 9 | 延長保育事業 | 保育認定を受けた子どもについて，通常の利用日及び利用時間以外の日•時間において，認定こど も園•保育所等で保育を実施します | 168人 | 237人 |
| 10 | 病児•病後児保育事業 | 病気中又は病気の回復期にある児童で，家庭内で保育ができない場合，病院•保育所等に付設され た専用スペース等で，看護師等が一時的に保育を実施します | 832人 | 844人 |
| 11 | 放課後児童健全育成事業 （放課後児童クラブ） | 保護者が労働等により昼間家庭にいない，小学校 に就学しているおおむね10歳未満の児童に対し，授業の終了後に適切な遊び及び生活の場を与え，健全育成を図ります | 低学年 403人 <br> 高学年 51人 | 低学年 390人 <br> 高学年 60人 |
| 12 | 実費徴収に係る補足給付 を行う事業【新規】 | 保護者の世帯所得の状況等を勘案して，特定教育•保育施設等に対して保護者が支払うべき日用品等の購入や，行事への参加に要する費用助成を行います | － | 30人 |
| 13 | 多様な事業者の参入促進•能力活用事業 | 多様な事業者の新規参入を支援するほか，特別な支援が必要な子どもを受入れる認定こども園の設置等に対して，必要な費用の一部を補助します | ※今後，新規事業者の参入が見込まれ る場合には，事業の導入について検討します |  |

## 明るい未来

## 子どもの笑顔あふれる

## やさしいまち



発行 令和2年3月
伊予市 市民福祉部 子育て支援課

住所 〒799－3193 伊予市米湊820番地
電話 089－982－1111
FAX 089－983－3354
E－mail kosodateshien＠city．iyo．lg．jp

